

家 族 社 会 学 セ ミ ナ ー

ニュースレター

NO. 5

発行年月日 1990.10.7
編集・発行 家族社会学セミナー事務局
Tel 03-203-4141 EXT 72-2370

家族社会学会 設立総会の日程

セミナーの学会化が計画されて以来、3年の歳月が経過しましたが、ようやく家族社会学会の発足の運びとなりました。

第24回家族社会学セミナーが、1991年7月21日から23日の予定で、伊豆長岡にて開催されることになりました。総合テーマとしては、『これからの家族社会学』が予定されています。セミナー大会初日の21日には、家族社会学セミナーの第25回総会に引続き、家族社会学会の設立総会を予定しています。

第23回家族社会学 セミナー

第23回家族社会学セミナーが、去る7月23日から25日の3日間、福岡市の私学共済会館で、約130名が参加して開催されました。京都(第21回)から小田原(第22回)を経て3年間継続した総合テーマ『今、家族に何が起きているか』について報告そして討議が活発に行われ、その成果の刊行がまたれます。実行委員の方々のご苦勞に心より感謝しています。

大会期間中に、セミナー総会が開催され、以下の協議事項が審議されました。

第23回家族社会学セミナー総会協議事項 1990年7月24日

協議事項

1. 1989年度決算および1990年度予算案
2. 家族社会学会会則案・同選挙規定案
3. 今後の活動計画
学会への移行のステップ
大会および合宿によるセミナーの持

ち方

4. 家族社会学会設立準備委員会の設置と委員の構成
5. その他

報告事項

1. 家族社会学研究2号の編集経過
2. 家族社会学研究3号の編集・刊行の体制
3. 出版委員会からの報告
4. 次年度大会の実行委員の紹介
5. 事務局からのお願い
6. その他

1990年度(1990年9月1日～91年8月31日)
予算案

1989年度家族社会学セミナー一般会計
報告(1988年9月1日～1989年8月31日)

を旨とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 学術研究大会及びセミナー等の開催
2. 機関誌、ニュースレター及びその他の出版物の発行
3. 研究情報及び研究活動の交流の促進
4. 国内及び海外の関連学会・研究団体との連絡提携
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第4条 (会員)

本会の会員は、通常会員、団体会員及び賛助会員とする。

第5条 (通常会員の入会)

本会に通常会員として入会を希望するものは、会員1名以上の推薦を受け、所定の入会申し込み書に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて入会手続きをとり、理事会の承認を得なければならぬ。

第6条 (通常会員の権利)

通常会員は、本会の行なう事業の企画運営に参加し、理事選出の選挙権及び被選挙権を有するとともに、本会が発行する機関誌及びニュースレター等の配布を受けることができる。

第7条 (団体会員)

団体会員は、本会の趣旨に賛成し、団体または機関として入会を希望するもので、理事会の承認を得たものとする。

2. 団体会員は、本会の発行する機関誌及びニュースレター等の配布を受けることができるほか、その代表者(1名)は本会の行なう事業に参加することができる。

第8条 (賛助会員)

賛助会員は、本会の趣旨に賛成し、本会のために特別な援助を与えるもので、理事会の承認を得たものとする。

2. 賛助会員は、本会が行なう事業に参加できるとともに、本会が発行する機関誌及びニュースレター等の配布を受けることができる。

第9条 (退会)

会員は、理事会に申し出て、退会する

以上の予算案および決算報告書は、総会において審議の後、承認されました(事務局)。

同総会において、家族社会学会会則案ならびに同選挙規定案(ニュースレター4号にその素案を掲載済)が学会化委員会より示され、慎重審議の後、一部箇所の修正を行うという条件つきでその大綱が承認されました。学会化委員会はただちに修正案の作成にはいり、セミナー大会終了直後の企画運営委員会に修正案が示され、審議の後承認されました。以下に最終案(家族社会学会設立総会に提案いたします)を掲げておきますので、お気づきの点がありましたら、事務局までご連絡ください。

日本家族社会学会会則(案)

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、日本家族社会学会と称する。

第2条 (目的)

本会は、社会学を中心とし、広く隣接科学との交流のもとに家族研究の発展

ことができる。

2. 通常会員及び団体会員で引続き2年間会費を納入しなかったものは会員の資格を失う。

第10条 (除名)

本会の名誉を著しく毀損したものは、理事会の議を経て除名されることがある。

第3章 役員

第11条 (役員)

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 顧問 若干名
3. 理事 若干名
理事のうち庶務・渉外・財務・研究・編集を担当する理事を置く。
4. 委員 若干名
5. 監事 2名

第12条 (役員を選出)

役員を選出は次による。

1. 会長は理事会の議を経て総会で推挙する。
2. 顧問は本会に特別の功労があったものを、理事会の議を経て総会で推挙する。
3. 理事は別に定める規定によって会員が選挙する。理事の役割分担は理事会での互選によって決定する。ただし、研究大会等の開催に必要な場合は、別に定める規定にかかわらず、会長は理事会の議を経て、1年に限って理事1名を委嘱することができる。
4. 委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
5. 監事は、総会で推薦する。

第13条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表して会務を統理する。
2. 顧問は本会の重要な会務につき会長及び理事会の諮問に応じる。
3. 理事は会長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。
4. 委員は理事を補佐して、会務を執行する。
5. 監事は本会の会計及び会務の執行を監査する。

第14条 (役員任期)

会長の任期は3年とし、再任を認めな

い。

2. 理事、委員および幹事の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
3. 顧問は任期を定めない。

第4章 組織及び運営

第15条 (総会)

本会の重要事項を審議する最高機関として総会を置く。

2. 総会は毎年1回、会長の召集によって開催する。ただし理事会が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上が開催を求めた場合は、会長はすみやかに臨時の総会を召集しなければならない。
3. 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業の計画・執行
 - (2) 役員を選任
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 会則その他の規約の変更
 - (5) その他本会の運営に関し重要と認められる事項

第16条 (理事会)

理事会は会長がこれを召集する。ただし理事の半数以上が開催を求めた場合、会長はすみやかに理事会を召集しなければならない。

2. 理事会は理事の半数以上の出席をもって成立する。ただし出席は委任状をもってこれに代えることができる。
3. 理事会は必要と認めた場合には、その議に基づき特別委員会を設けることができる。特別委員会の任期は、原則として当該理事会の任期内とする。

第17条 (編集委員会)

本会に編集委員会を設け、機関誌の編集・刊行にあたる。

2. 編集委員会は委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 編集委員長及び副委員長は編集担当理事がこれにあたる。

第18条 (議決)

各会議の議決は、特別の定めがある場合は、出席者の過半数の賛同によって決する。

第19条 (事務局)

本会の会務を円滑に執行するため事務局を置く。事務局の編成は次のとおりとする。

2. 事務局長 1名
3. 事務局委員 若干名
4. 事務局長は庶務担当理事がこれにあたる。

第5章 会計

第20条 (経費)
本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

第21条 (会費)
通常会員及び団体会員の会費は、別に定める。

第22条 (予算・決算)
理事会は予算を編成し総会の議を経ることを要する。また理事会は前年度収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

第23条 (会計年度)
本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 付則

第24条 (変更)
本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

第25条 (事務局の所在)
本会の事務局は当分の間に置く。

第26条 (施行期日)
本会則は平成 年 月より施行する。

日本家族社会学会選挙規定(案)

第1条 (選挙権及び被選挙権)
本会の通常会員で前会計年度までの会費を完納していないものは、理事の選挙権並びに被選挙権を失う。また、顧問及び通算3期理事を務めたものは、被選挙権をもたない。

第2条 (選挙区)
選挙区は次の4選挙区とする。

- 第1区 北海道、東北
- 第2区 関東、山梨、静岡、新潟、長野
- 第3区 近畿、第2区以外の中部・東海
- 第4区 中国、四国、九州(含む沖縄)

2. 有権者の選挙区は、選挙年の4月30日現在における所属機関の所在地による。ただし所属機関のないものは居住地による。

第3条 (理事の定数)

理事の定数は、選挙区ごとの有権者の数によって、以下のように配分される。

有権者数	理事定数
10人以下	1
11～30	2
31～50	3
51～70	4
71～90	5
91～110	6
111人以上	7

2. 事務局を置いている選挙区は、有権者数によって配分される理事定数以外にもう1名の理事を追加選出することができる。

第4条 (理事の選出)

理事は選挙区ごとに、その選挙区に属する有権者の互選によって選出される。

第5条 (理事の補充)

理事に欠員が生じた場合は、当該選挙区の次点者をくりあげる。

2. 補充された理事の任期は、前理事の残任期間とする。ただし、この期間は第1条の通算任期には加えない。

第6条 (投票方法)

理事定数1名区は単記、2～4名区は2名連記、5名区以上は3名連記の無記名投票とする。

第7条 (有効投票)

2名連記、3名連記の場合、定数に充たない投票も有効投票とする。ただし、定数を越えた投票は無効とする。

第8条 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会は、会長が委嘱した3名(理事1、非理事2)の委員により構成される。

2. 選挙管理委員会は、選挙の結果を総会に報告し、承認を得るものとする。

第9条 (改正)

本規定の改正は、総会の議を経るものとする。

第10条 (施行期日)

本規定は、年 月 日より施行する。

第23回家族社会学セミナー特別会計収支決算報告

最初に書きましたように、第23回家族社会学セミナーは盛会のうちに無事終了

しました。実行委員長(篠崎正美氏)より同セミナー特別会計収支報告が事務局に提出され、企画委員会に報告いたしました。収支決算は以下の通りです。

第2号で固まってきた方向を維持させる。セミナーでの報告を中心とする特集は、焦点を絞ったものとする方針です。牧野、篠崎、袖井、大久保、石原の5名で編集幹事会(仮称)を編成して、編集の実務に当たります。

投稿募集中(締切は11月末日)

査読・手直しなどの手順を円滑にするため、次号から投稿締切りを11月末日に繰り上げました。お間違いなく、奮って応募願います。なお、事前に投稿の意向を知らせていただくと編集作業が楽になりますのでご協力ください。

専門委員の委嘱

なお、査読体制の充実をはかるため、以下の方々に専門委員をお願いすることとし、企画運営委員会の承認を得ました。専門委員は以下の方々です(敬称略)。金屋平三、神原文子、酒井はるみ、佐竹洋人、清水新二、清水浩昭、庄司洋子、徳岡秀雄、土田英雄、目黒依子、三谷鉄夫、Mary Williams、山手 茂、渡辺秀樹(以上14名)

執筆ガイドの改訂

執筆ガイドを以下のように改訂しました。主な点は、文献挙示の仕方、査読のチェックポイントの例示、枚数の大幅超過などについての事務局の処理などです。また、合わせて「編集・投稿規定」「執筆要領」もよく参照してください。

第2号の正誤表

家族社会学研究第2号でみつけた印刷ミスにつき、別記のような正誤表を作りました。ご面倒でも訂正してください。(石原記)

編集委員会からのお知らせ

第3号の編集方針と編集体制

『家族社会学研究』執筆ガイド(1990年10月改訂)

この執筆ガイドは「編集・投稿規定」ならびに「執筆要項」にもとづき、そこでは詳しく触れられなかった原稿(依頼原稿も含む)の様式等について説明するものである。

- 1 原稿は横書き(A4判用紙に40字×30行で印字したワープロ原稿が望ましい)。
- 2 文体は口語体の「である調」、文字は新かなづかい、当用漢字を原則とする。
- 3 論文の構成は、タイトル、執筆者名、本文、注、文献の順とする。
- 4 本文中の見出しは以下のように統一する。
 1. 2. 3. ……「章」に相当
 - (1) (2) (3) ……「節」に相当
 - (a) (b) (c) ……「項」に相当

- 5 本文中の注番号は該当箇所の右肩に(1)(2)(3)で表示する。
- 6 引用文献は本文の該当箇所に〔執筆者名(姓のみ)、西暦発行年:引用頁〕を示し、タイトル等は後の「文献」のところに一括して表示する。

【例】〔青井,1974:81〕〔Elder,1974:訳書14-15〕

- 7 「文献」は、著者名のアルファベット順に、
 - ①著者名(外国人の場合も姓を最初に)
 - ②西暦発行年
 - ③タイトル(日本語の場合:単行本は『』、論文は「」 外国語の場合:単行本はアンダーライン(印刷時にはイタリック体)、論文は“ ”)
 - ④掲載雑誌名(和雑誌の場合は『』、洋雑誌の場合はアンダーライン)
 - ⑤出版社名
 - ⑥掲載頁(論文の場合)

を表示する。なお、同じ年に発行された同じ著者の文献が複数ある場合には、「1988a」「1988b」のように発行年の後にアルファベットを付けて区別する。

【例】青井和夫, 1974, 『家族とは何か』, 講談社。

Hareven, T. K., 1982, Family Time and Industrial Time, Cambridge University Press. (正岡寛司監訳, 1990, 『家族時間と産業時間』, 早稲田大学出版部)

森岡清美, 1988, 「女性ライフコースの世代内および世代間葛藤」, 日本社会学会編『社会学評論』155, 230-239.

Elder, G. H. Jr., 1977, "Family History and the Life Course," Journal of Family History, 2, 279-304.

野々山久也, 1987, 「日本における家族の動向」, 本村汎・高橋重宏編『家族の福祉と未来』, 全国社会福祉協議会。

Hill, R., 1970, "The Three Generation Research Design: Method for Studying Family and Social Change," in Hill and König, R. (eds.), Families in East and West, Mouton, 536-551.

経済企画庁国民生活局編, 1987, 『新しい女性の生き方を求めて』, 大蔵省印刷局。

- 8 図表番号は、「図-1」「表-1」のように示し、それぞれ通し番号とする。
- 9 図表タイトルは、図の場合は下に、表の場合は上に付ける。
- 10 図表を他の著作物から引用する場合には、出典を図表の下に明示し、必要に応じて原著者または著作権所有者から使用許可を得ておくこと。
- 11 図表は1葉ごとに台紙に貼り、それぞれの挿入箇所は原稿の左余白に赤字で指示する。
- 12 原稿には表紙を付け、①タイトル、②執筆者名(ふりがな付)、③執筆者肩書、④連絡先(住所と電話番号)、を記入する。
- 13 原稿には①欧文タイトル、②執筆者氏名のローマ字表記、③欧文抄録(200語以内)、④欧文抄録の日本語訳、を別紙添付する。
- 14 規定の原稿枚数の大幅な超過など、執筆要項、執筆ガイドから著しく逸脱している場合は、査読以前に編集事務局から修正を求めることがある。
- 15 投稿論文の査読にあたっての主要なチェック・ポイントは次のとおり。

①タイトルの適切さ	⑥既存学説の理解
②課題設定と結論の明確さ	⑦参考文献および参照の適切さ
③資料の性質と扱い方の適切さ	⑧用語や表現の適正さと統一性
④推論の論理性	⑨原稿枚数、図表枚数、図表の表現の適切さ
⑤独創性	⑩欧文抄録の適正さ

編集・投稿規定

1. 本誌は家族社会学セミナーの機関誌であって、当面1年1号を発行する。
2. 本誌は原則として、会員の家族社会学関係の研究発表、および海外における同学者の

3. 本誌に、論文・書評・研究ノート、その他の欄を設ける。
4. 本誌の編集は編集委員会によって行われ、原稿の掲載は編集委員会の決定による。
5. 掲載する原稿には、投稿原稿と編集委員会からの依頼原稿がある。投稿原稿については編集委員会で審査を行う。
6. 編集委員会は論文審査等のために、専門委員を委嘱することができる。
7. 原稿は所定の執筆要綱および執筆ガイドに従うものとする。
8. 執筆要綱に定められた制限枠を超えた場合は、執筆者に経費の実費負担を求めることができる。
9. 投稿しようとする者は、編集委員会事務局に原稿を3部送付するものとする。
10. 投稿原稿の締切は毎年11月末日とする。
11. 本誌の編集事務局は当分の間、編集委員長のもとに置く(〒152 東京都目黒区八雲1-1-1 東京都立大学人文学部社会福祉学石原研究室)。

執筆要綱

1. 本誌に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。
2. 論文は、図表分を含めて16,000字(400字詰原稿用紙40枚)以内とする。図表は、便宜上一律1葉800字に換算し、5葉以内とする。
3. 論文には、欧文タイトルおよび200語以内の欧文抄録とその和訳を添付する。
4. 書評は、編集委員会からの依頼原稿とし、3,200字(8枚)内外とする。
5. 研究ノートその他には、研究上の問題提起、内外の動向紹介、研究プロジェクトの経過報告、他の著者への批判・反論等を含み、8,000字(20枚)以内とする。
6. 執筆上の細目については、別途定める執筆ガイドに従うものとする(執筆予定者、投稿希望者に事務局から配布する)。

第24回セミナー実行委員会

家族セミナーとして、おそらく最終の開催になると思われる家族社会学セミナー実行委員会が組織され、第24回大会の開催に向けて準備を開始しました。既に本ニュースレターの冒頭に記しましたように、期日は7月21日～23日、会場は静岡県伊豆長岡です。目下のところ、総合テーマには、「これからの家族社会学」を考えています。

なお、セミナー実行委員会の委員は次の通りです。望月嵩(実行委員長・大正大)、佐藤友光子(早大)、清水新二(国立精神神経センター)、二階堂ひさ子(和泉短期大学)、藤見純子(大正大)、正岡寛司(早大)、渡辺秀樹(慶大)。

大会につきなにかご希望がありましたら、委員までお知らせください。

(第24回家族社会学セミナー実行委員会)

事務局からのお願い

★会費納入について

会費の納入にご協力ください。

本ニュースレターのタッグシール(宛名)に○印のついている方は、1990年度会費が、同じく○○印の方は1989、1990年次それぞれ未納です。一般会員の場合は、5,000円、院生会員の場合は3,500円を、下記のいずれかに振込んでください。

*郵便振込

東京7-7756

家族社会学セミナー事務局

*銀行振込

第一勧銀早稲田支店

普通 1033815

表紙 7行目	染谷淑子	染谷淑子
表紙 17行目	有地亨編著	有地亨編著
目次 6行目	岡本清子	岡村清子
目次 19行目	有地亨 編著	有地亨編著
3 [^] - ^ヅ 文献紹介 1行目	(1988, 鳴海社)	(1988, 海鳴社)
65 [^] - ^ヅ 表-5	共同因子	共同体因子
66 [^] - ^ヅ 4行目	(将来・親に経済的	(将来、親に経済的
72 [^] - ^ヅ 下から6行目	「自由」	「自由」
76 [^] - ^ヅ 9行目	個人的な人間	個性的な人間
77 [^] - ^ヅ 12行目	野性児	野生児
79 [^] - ^ヅ 注 7行目	第日本文明事務所	大日本文明事務所
79 [^] - ^ヅ 文献 4行目	山村嘉巳	山村嘉己
79 [^] - ^ヅ 文献 4行目	79-100	79-109
79 [^] - ^ヅ 文献 11行目	手がかりにー」	手がかりにー」
80 [^] - ^ヅ 文献 11行目	桑原洋子訳、	桑原洋子訳, 1968,
	『家庭と職業	『家庭と職業
80 [^] - ^ヅ 文献 12行目	ネルヴァ, 1968	ネルヴァ
82 [^] - ^ヅ 15行目	(Marsden---	[Marsden---
87 [^] - ^ヅ 11行目	因果モデルをを	因果モデルを
92 [^] - ^ヅ 下から14行目	『社会学論評』	『社会学評論』
98 [^] - ^ヅ 下から2行目	Kimball	Kimball
105 [^] - ^ヅ 2行目	有地亨編著	有地亨編著
105 [^] - ^ヅ 6行目	(統合A)	(総合A)
112 [^] - ^ヅ 下から15行目	すべて取り入れるが	すべて取り入れることが
	出来たことは	出来たことは
裏表紙 下から9行目	Yoshihumi Simizu	Yoshifumi Shimizu

新入会員紹介